

## 第4章

### 区全域計画

## 1 区全域計画

第2期計画においては「地域住民に身近な取組が進むよう、地域単位の計画づくりや推進の仕組みをつくること」を計画策定の方向性の一つに掲げ、力を注いできましたが、第3期計画においては、このことを引き続き推進していくとともに、地区別計画における住民主体の活動だけでは解決できない課題に目を向け、区全域計画として「区域全体の福祉保健の共通の課題」及び「区域で取り組むべき課題に対する区としての取組」の視点を盛り込みました。

中なかいいネ！はもちろん「地域福祉保健計画」ですが、地域における様々な活動や取組は、狭い意味での「福祉」や「保健」の領域に限定して行われているわけではなく、また、担い手はいろいろな領域の活動を併せて行っています。そこで、第3期計画では、第2期計画時の考え方をさらに進め、高齢・介護、障害、こども・子育て、健康、生活困窮といった福祉保健領域の様々な課題解決のための取組と併せて、より積極的に、防災・減災、防犯、交通安全、多文化共生、生涯学習、まちの美化、環境、商店街振興など、地域をより良くしていくための活動に対する支援策を区全域計画に網羅的に位置付けました。

計画推進の“2本の柱”である「地域の見守り力を高める」取組と「中区民の健康づくり」を推進する取組のそれぞれを、「取組を支える“3つの土台”」の視点で整理し、区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが実施する様々な事業を計画に位置付け、取り組んでいくことで、地域活動の推進を図ります。

なお、「交流」「情報」「人財」という3つの土台は、それぞれが独立したものではなく、互いに関係しあい、一部重複している部分もあります。したがって、次ページからの各項目に位置付けられた具体的な事業や取組は、いくつか複数の項目に記載があるものがありますので、その場合は「再掲」と表示してあります。